

第7号議案

春日市特別職の職員で常勤のものゝ給与に関する条例の一部を改正する
条例の制定について

上記の条例案を別紙のとおり提出する。

令和7年2月21日

春日市長 井 上 澄 和

提案理由

一般職の職員の給与の改定に併せて、常勤の特別職の職員の地域手当について改定を行いたい。これが、この条例案を提出する理由である。

春日市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する
条例

春日市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例の一部を改正する条例(昭和39年条例第26号)の一部を次のように改正する。

第4条中「100分の10」を「100分の8」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(地域手当に関する経過措置)
- 2 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における改正後の春日市特別職の職員で常勤のものの給与に関する条例第4条の規定の適用については、同条中「100分の8」とあるのは、「100分の9」とする。